

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認近畿地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年9月1日から6年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を、4年9月は50万円、同年10月から5年9月までは53万円、同年10月から6年9月までは50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年9月1日から6年10月1日まで
② 平成6年10月1日から7年10月1日まで

厚生年金保険の記録について年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額より低く記録されていることが分かった。

申立期間①及び②の期間は、毎月50万円以上の給与が支給され、当該給与に見合った社会保険料が給与から天引きされていたと思うので、実際の給与支給額に基づく標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、平成4年9月は50万円、同年10月から5年9月までは53万円、同年10月から6年9月までは50万円と記録されていたところ、いずれも同年7月7日付けで、4年10月及び5年10月の定時決定の記録を取り消し、4年9月1日に遡って41万円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人から提出された平成5年分及び6年分の源泉徴収票に記されている給与等の支給金額及び社会保険料等の金額は、それぞれ遡及訂正前の標準報酬月額から推認できる給与支給額及び社会保険料額と近似していることが確認できる。

また、オンライン記録において、申立期間①当時、A社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる12人のうち3人についても、申立人と同様に、平成6年7月7日付けで、4年9月1日に遡って標準報酬月額が減額訂

正されていることが確認できる。

さらに、A社の元事業主は、「過去に2回、社会保険料を滞納したことがある。その際、社会保険事務所に当社役員の標準報酬月額を2年間遡及して減額させる届出を行った記憶がある。」旨回答しているところ、同社の元顧問税理士は、「随分以前に、社会保険事務所に相談して、従業員の標準報酬月額を下げたと事業主から聞いたことがある。」旨回答している。

加えて、A社は平成7年11月*日にB社に社名を変更しているところ、同社に係る商業登記簿謄本において、申立人が同社の役員に就任した事跡は見当たらない上、前述の元事業主は「申立人は社会保険事務には関与していなかった。」旨回答していることから、申立人が前述の遡及訂正の処理に関与していた事情はうかがえない。

これらの事情を総合的に判断すると、平成6年7月7日付けで行われた遡及訂正の処理は事実即したものであったとは考え難く、申立人について、4年9月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、同年9月は50万円、同年10月から5年9月までは53万円、同年10月から6年9月までは50万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②について、オンライン記録によると、前述の遡及訂正処理が行われた日以降の最初の定時決定（平成6年10月1日）において、申立人の標準報酬月額は、41万円と決定されているところ、当該決定額について、前述の遡及訂正等の不適切な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

また、申立人は、申立期間②における給与額は50万円以上であった旨主張しているところ、前述の元事業主は、前述のとおり、役員等の標準報酬月額を減額させる届出を行った記憶は有るとした上で、「申立期間当時の資料は既に廃棄しており、当時の給与支給額等は不明である。また、申立人を含む一般の従業員について、時間外手当を減額又は全額カットした記憶は有るが、これらの者の報酬月額について、実際の額より低く届けた記憶は無い。」旨回答している上、申立期間②における申立人の報酬額等に関連する資料は、申立人から提出された平成6年分の源泉徴収票のみであり、当該資料からは申立人の申立期間②における各月の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額は算出することができず、申立人が主張する報酬額が支給されていたか否かを確認することができない。

このほか、申立期間②について、申立人が主張する給与支給額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成8年10月1日から10年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を、8年10月から9年9月までは44万円、同年10月から10年9月までは47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年10月1日から10年10月1日まで
② 平成10年10月1日から13年1月31日まで

厚生年金保険の記録について年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額より低く記録されていることが分かった。

申立期間に係る標準報酬月額は低く下げられたものなので、実際の給与支給額に基づく標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、平成8年10月から9年9月までは44万円、同年10月から10年9月までは47万円と記録されていたところ、いずれも同年5月7日付けで、8年10月1日に遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

しかし、A社から提出された申立人に係る源泉徴収簿兼賃金台帳には、申立人の申立期間①における給与支給額として、前述の遡及訂正前の標準報酬月額に見合う額が記されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人のほか、A社の役員二人についても、前述の申立人の減額訂正日と同日に標準報酬月額が遡及して減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分執行停止決議書及び滞納処分票によると、前述の遡及減額訂正が処理された時点において、同社は社会保険料を滞納し、

社会保険事務所と協議を重ねていたことが確認できる。

加えて、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人が申立期間①において同社の取締役であったことが確認できるものの、前述の滞納処分票の事蹟欄に申立人の氏名は見当たらない上、複数の元従業員が、「申立人はB業務関係の業務に従事していた。」旨陳述しており、代表取締役の一人も、「申立人はB業務担当の役員であり、社会保険事務には関与していなかった。」旨陳述していることから、申立人が前述の遡及訂正処理に関与していた事情はうかがえない。

これらの事情を総合的に判断すると、平成10年5月7日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものであったとは考え難く、申立人について、8年10月1日に遡って標準報酬月額減額処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、同年10月から9年9月までは44万円、同年10月から10年9月までは47万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②について、オンライン記録によると、前述の遡及訂正処理が行われた日以降の最初の定時決定（平成10年10月1日）において、申立人の標準報酬月額は、9万8,000円と決定され、翌年以降の定時決定（平成11年10月1日及び12年10月1日）においても同額で決定されており、前述の遡及訂正等の不適切な事務処理が行われた事跡は見当たらない。

また、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、記録訂正が認められるか否かを判断しているところであるが、同法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかし、前述の源泉徴収簿兼賃金台帳によると、申立期間②において、申立人の給与支給額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っているものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成19年12月20日は18万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月

元同僚の賞与支払に関する年金記録を訂正することになった旨の通知が年金事務所から届き、A社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与に係る記録が無いことが分かった。

申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたと思うので、標準賞与の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B銀行から提出された申立人に係る給与振込口座の普通預金元帳、複数の元同僚から提出された賞与明細書及び複数の元同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、当該賞与の支給日については、前述の普通預金元帳の振込日から、平成19年12月20日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の普通預金元帳の振込額及び前述の複数の元同僚に係る賞与明細書を基に算出した賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、18万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの、回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（奈良）厚生年金 事案 14952

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成15年12月19日は23万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月

元同僚の賞与支払に関する年金記録を訂正することになった旨の通知が年金事務所から届き、A社グループ本社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与に係る記録が無いことが分かった。

申立期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたと思うので、標準賞与の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された普通預金通帳の写し、元同僚から提出された賞与明細書及び普通預金通帳の写しから判断すると、申立人は、申立期間に、A社グループ本社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、当該賞与の支給日については、前述の預金通帳の賞与振込日から、平成15年12月19日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の預金通帳の賞与振込額及び前述の元同僚に係る賞与明細書を基に算出した賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、23万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社グループ本社は平成23年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は「申立期間当時の資料が無く、不明である。」と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらない。

ことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、126万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成16年7月15日

A組織「B事業所」から支給された申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたのに、当該賞与に係る届出が遅れたために、厚生年金保険法第75条の規定により、当該賞与に係る記録が年金の給付額に反映されない記録となっているので、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A組織「B事業所」から提出された申立人に係る賞与統計表により、申立人は、申立期間において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の賞与統計表に記されている賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、126万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時に事務手続を失念したとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14954

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和34年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月1日から34年9月1日まで

年金事務所から「第三者委員会によるあっせん事案における同僚への記録確認」の通知が届き、A社C支店に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが判明した。申立期間も退職することなく継続して同社C支店に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B社の回答及び複数の元同僚の陳述から、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社及び同社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間と同じ期間が未加入となっている者が申立人を含め66人確認できるところ、B社は、「当初、当社の従業員は全員、D本社（社会保険の適用事業所名は、A社）において厚生年金保険に加入させていたところ、申立期間当時に、C支店を新たに厚生年金保険の適用事業所として独立させることになり、同支店在籍者については、D本社における被保険者資格を喪失させた。その際、担当者の事務過誤により、申立人を含む複数の従業員の被保険者期間に空白期間ができてしまった。しかし、当該期間も、当該従業員の給与から継続して厚生年金保険料を控除していた。」旨回答している。

さらに、前述の66人のうち、2人が保管している申立期間のうちの一部の

期間に係る給料明細書を見ると、いずれにおいても厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によると、A社C支店が厚生年金保険の適用事業所となった日が昭和34年9月1日であることから、申立人のA社における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和33年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日を誤って届出したことを認めていることから、事業主が昭和33年8月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月から34年8月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和39年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月24日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いとの回答を受けた。

申立期間当時、A社からC社に転勤したが、1日の空白も無く同一企業内グループにおいて勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事管理等を受託しているD社の回答及びA社の元同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間において、同社及び同社の関連会社に継続して勤務し（A社からC社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、D社は、「申立期間当時、月の途中でグループ内の関連事業所に異動する場合は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び取得日を、当該異動の発令月の翌月1日とする取扱いであった。」旨回答していることから、昭和39年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか

否かについては、D社は当時の資料を保管していないことから不明である旨回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成5年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月30日から同年7月1日まで
年金事務所の記録では、平成5年にA社から関連会社のC社に転籍した際に、1日の未加入期間が有る。

申立期間にA社を辞めたわけではなく、同社からC社に異動しただけである。

申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社の回答から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、C社から提出された給与支払集計表及び申立人と同様に申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できない同僚から提出された給与支給明細書によると、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における平成5年5月のオンライン記録から15万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履

行については、事業主は、申立人に係る資格喪失日を社会保険事務所（当時）に対し、本来は平成5年7月1日と届け出るべきところを誤って同年6月30日と届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和28年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年9月1日から28年6月1日まで

年金事務所からA社に勤務していた同僚の厚生年金保険の記録が訂正された旨のお知らせ文書を受けて、自身の記録を確認したところ、申立期間の記録が無いことが分かった。

私は、厚生年金保険の記録がA社本社から同社B工場に切り替わっている昭和25年3月1日頃に同社本社から同社B工場に異動し、その後、同工場で3年以上勤務の後に再び本社に戻ったが、申立期間も継続して勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び複数の同僚の陳述並びに申立人が所持するA社人事部発行の書面から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（昭和28年6月1日にA社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和27年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、申立期間当時の事業主も所在が不明であり、

このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14958

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和55年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月31日から同年8月1日まで

A社の同僚の年金記録確認に係る第三者委員会からの文書照会を受けたことから、年金事務所に私の被保険者記録を照会したところ、同社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

A社に入社後、同社B工場に異動となったが、異動の前後を通じて仕事内容に変化は無く、退職するまで正社員として継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、複数の同僚及び申立期間当時の給与計算担当者の陳述並びに同僚から提出された給与明細書から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し（昭和55年8月1日にA社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和55年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、A社が

厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成 11 年当時の事業主は、不明である旨回答しているものの、事業主が資格喪失日を昭和 55 年 8 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 7 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14959

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和55年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月31日から同年8月1日まで

A社に勤務していた同僚の厚生年金保険の記録が訂正された旨のお知らせ文書を年金事務所から受けて、自身の記録を確認したところ、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

A社に入社後、同社B工場に異動となったが、異動の前後を通じて仕事内容に変化は無く、退職するまで正社員として継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、複数の同僚の陳述及び同僚から提出された給与明細書から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し（昭和55年8月1日にA社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和55年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成11年当時の事業主は、不明である旨回答しているものの、事業主が資格喪失日を昭和55年8月1日と届け

出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14960

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和55年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月31日から同年8月1日まで

A社の同僚の年金記録確認に係る第三者委員会からの文書照会を受けたことから、年金事務所に私の被保険者記録を照会したところ、同社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

A社に入社後、昭和55年8月1日に同社B工場に異動となったが、異動の前後を通じて仕事内容に変化は無く、退職するまで正社員として継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、複数の同僚及び申立期間当時の給与計算担当者の陳述並びに同僚から提出された給与明細書から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し（昭和55年8月1日にA社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和55年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、A社が

厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成 11 年当時の事業主は、不明である旨回答しているものの、事業主が資格喪失日を昭和 55 年 8 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 7 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和55年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月31日から同年8月1日まで

A社の同僚の年金記録確認に係る第三者委員会からの文書照会を受けたことから、年金事務所に私の被保険者記録を照会したところ、同社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

A社に入社後、同社B工場に異動となったが、異動の前後を通じて仕事内容に変化は無く、退職するまで正社員として継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、複数の同僚及び申立期間当時の給与計算担当者の陳述並びに同僚から提出された給与明細書から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し（昭和55年8月1日にA社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和55年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、A社が

厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成 11 年当時の事業主は、不明である旨回答しているものの、事業主が資格喪失日を昭和 55 年 8 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 7 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14962

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和55年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月31日から同年8月1日まで

A社に勤務していた同僚の厚生年金保険の記録が訂正された旨のお知らせ文書を年金事務所から受けて、自身の記録を確認したところ、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

A社に入社後、同社B工場に異動となったが、申立期間の前後を通じて仕事内容に変化は無く、退職するまで正社員として継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人から提出された辞令書、複数の同僚及び申立期間当時の給与計算担当者の陳述並びに同僚から提出された給与明細書から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し（昭和55年8月1日にA社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和55年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成11年当時の事業主は、不明で

ある旨回答しているものの、事業主が資格喪失日を昭和 55 年 8 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 7 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14963（大阪厚生年金事案 11852 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 3 月 20 日から同年 11 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いと回答を受けたので、年金記録確認大阪地方第三者委員会（以下「大阪委員会」という。）に申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。

この度、「昭和 30 年度 A 事業所従業員一同」と裏面に記されている写真が見付かり、その写真に写っている同僚二人の名前を思い出した。

また、B 年金事務所を通じて、同僚の一人に当該写真を添付して手紙を送ってもらったところ、同年金事務所から、「写真に写っているのは、父で間違いないと、御子息から返信があった。」と連絡をいただいた。

申立期間については、事業所の名称が、C 事業所から A 事業所に変更になっただけで、事業内容も所在地も従業員も一切変わらなかったし、保険料が控除されていなかったという記憶も無い。

今回の申立てに当たり、前述の写真と手紙、それと事業所周辺見取図を提出するので、申立期間について C 事業所又は A 事業所の厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、i) C 事業所は、昭和 29 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所ではない上、同事業所の事業主は所在不明であり、事業主から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除は確認できないこと、ii) A 事業所は、32 年 7 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同事業所の事業主は所在不明であり、事業主から申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控

除は確認できないこと、iii) C事業所において29年10月1日に被保険者資格を喪失し、A事業所が適用事業所となった30年3月20日の後の同年9月1日に、同事業所において被保険者資格を取得している同僚が、「C事業所からA事業所へ変わった時も継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入は空白があったと記憶している。もし、給与から保険料が天引きされていれば、私は空白があることを記憶していないと思うので、この期間の給与からの保険料控除は無かったと思う。」旨陳述していること、iv) 申立人は、申立てに係る事業所の従業員数は30人前後であり、人員に変更は無かったとしているところ、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日に同事業所において被保険者資格を取得している者は8人であることから、同事業所は、適用事業所となった時点において、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえることなどを理由として、既に大阪委員会の決定に基づき、平成23年8月26日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、再申立てに当たり、「昭和30年度 A事業所従業員一同」と裏面に記されている写真、B年金事務所から同僚の一人に送った手紙及び事業所の周辺見取図を提出し、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい旨主張しているが、これらの資料からは、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、申立人が写真に写っているとするとする同僚二人のうち一人は、現在療養中のため事情の聴取ができる状況になく、ほかの一人は、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録が見当たらない。

このほか、申立人から申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる資料等は提出されず、ほかに大阪委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（京都）厚生年金 事案 14964

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日まで
年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いことが分かった。

A社では、厚生年金保険の加入手続をした記憶が有るので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社における申立人の厚生年金保険被保険者記録は、平成 17 年 3 月 1 日に資格を取得し、同年 4 月 1 日に資格を喪失した後、同年 5 月 30 日付けで当該被保険者記録が取消しされているところ、申立人に係る被保険者資格取得取消届及び取消理由書並びに同社が保管する被保険者資格取得取消届（副）により、申立人に係る当該被保険者資格の取消しは、事業主からの届出に基づき行われていることが確認できる。

また、A社提出の申立人に係る個人別月別給与明細表には、平成 17 年 3 月分の給与から控除された厚生年金保険料を含む社会保険料が同年 4 月分の給与として返金されていることが記されているところ、同社の給与計算担当者は、「申立人が保険料を返してほしいと言ってきた。それで、申立人の被保険者資格の取消しを行い、保険料も返金した。」と陳述している。

さらに、申立人の給与振込口座に係る預金取引明細表兼残高表によると、前述の給与明細表に記載されている厚生年金保険料を含む社会保険料額と同額の入金が行われていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14965

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月 9 日から 39 年 2 月 1 日まで

A社には、昭和 38 年 10 月 9 日から勤務したにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、39 年 2 月 1 日となっている。

申立期間は、B事業所においてC職の臨時社員として勤務していたので、調査の上、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D組織から提出された履歴書（人事記録）及び複数の元同僚の陳述により、申立人は、申立期間において、A社のB事業所に臨時社員として勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）には、同社が適用事業所となった日は、昭和 38 年 11 月 1 日と記されており、このほかに、当該適用日以前の期間について、同社が適用事業所であったことを示す記録は見当たらない。

また、D組織は、「臨時社員等社会保険事務処理規程（昭和 38 年 9 月 7 日付け）により、臨時社員は昭和 38 年 10 月 1 日から厚生年金保険の被保険者として取り扱うこととされたが、A社が適用事業所となったのは、同年 11 月 1 日であり、当時、A社が適用事業所となる前の期間において、社員から厚生年金保険料を控除しながら、これを納付しなかったとは考えられない。」旨回答している。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立人と同日の昭和 39 年 2 月 1 日に被保険者資格を取得している複数の元同僚は、「自身は当時、臨時社員であった。自分は、厚生年金保険に加入する以前において、厚生年金保険料を控除

されることはなかったと思う。」旨陳述している。

加えて、前述のD組織の担当者は、「当時、臨時社員の社会保険の適用については、E業務長等の裁量に委ねられていたと聞いている。」旨陳述しているところ、前述の被保険者名簿において、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日以降に被保険者資格を取得している者の資格取得日及び同日の取得人数を見ると、適用事業所となった昭和38年11月1日が449人、次に同年12月1日が131人、39年1月1日が42人、そして申立人が資格を取得した同年2月1日が684人となっており、徐々に厚生年金保険への加入が進められた状況がうかがわれる上、申立期間当時に申立人と一緒に勤務していたとする者を含む複数の元同僚は、「自身は、厚生年金保険に加入する前から勤務していた。加入前に厚生年金保険料を給与から控除されることは無かったと思う。」旨陳述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

近畿（福井）厚生年金 事案 14966

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から 46 年 11 月 10 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社に勤務した期間の加入記録が無いことが分かった。

A社には、同社の事業主である叔父の勧めにより正社員として入社しB業務に従事していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の仕事を手伝っていたとする事業主の妹の陳述及び申立期間後に申立人が勤務した事業所の回答から判断すると、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、事業主の子は、「A社は昭和 50 年頃に廃業しており、申立期間当時の事業主は死亡している上、当時の関係資料は何も残されていない。」旨陳述しており、事業主等から当時の事情を把握することはできない。

また、上述の事業主の子及び妹は、「当時、A社は、事業主を含め従業員が2、3人の個人経営の事業所であり、厚生年金保険の適用事業所ではなかったと思う。」旨陳述しているところ、オンライン記録及び適用事業所名簿において、A社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない。

さらに、申立人がA社の従業員として氏名を挙げた二人のうち、前述の事業主の妹は、「当時、私もたまに手伝っていたが、厚生年金保険に加入していなかったと思う。」旨陳述している上、ほかの一人については、氏名以外に人物を特定する情報が無く、同人に事情を照会することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。